

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部医務課

法令名	医療法	法令の番号	昭和23年法律第205号						
許認可等の種類	病院の宿直医師免除の許可	根拠条項	第16条ただし書き						
審査基準	<p>病院医師宿直免除許可申請について</p> <p>医業を行う病院における医師の宿直は緊急治療に支障を来さないために行われるものであるから、医療法第16条ただし書きによる許可は、病院に勤務する医師の居住する場所が事実上当該病院の敷地と同一であると認められる場合にのみ与えられるべきであって、単に近距離に居住しており、連絡が容易であること等の程度をもって足りるものでないこと。</p>								
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	25日	目次
						標準経由期間	—日	NO	